

県営繕課と電業協会の意見交換会議事録（30年度）

- 1 日 時 平成30年11月7日（水）10時30分～
- 2 場 所 県庁 本庁舎 地階 元気づくり総本部・総務部会議室
- 3 出 席 者

| | | | | |
|-------|-------|--------|-----|-----|
| 鳥取県 | (9名) | | | |
| 総務部 | 営繕課 | 参事監兼課長 | 宮 脇 | 儀 裕 |
| | | 参 事 | 下 田 | 悟 |
| | | 課長補佐 | 松 村 | 謙一郎 |
| | | 課長補佐 | 岩 村 | 英 明 |
| | | 課長補佐 | 西 山 | 孝 志 |
| | | 課長補佐 | 堀 | 雅 貴 |
| | | 係 長 | 垣 田 | 哲 也 |
| | | 係 長 | 瀬 戸 | 邦 彦 |
| 県土整備部 | 県土総務課 | 課長補佐 | 長谷川 | 晋 一 |

| | | | | |
|--------|-------------|------|-----|-----|
| 一般社団法人 | 鳥取県電業協会 | (7名) | | |
| | 会 長 | | 伊 藤 | 憲 吉 |
| | 副会長（東部支部長） | | 岡 本 | 安 量 |
| | 副会長（中部支部長） | | 長 田 | 昭 人 |
| | 副会長（西部支部長） | | 金 山 | 福 雄 |
| | 理 事（東部副支部長） | | 岡 田 | 寿 浩 |
| | 理 事（中部副支部長） | | 寺 地 | 建 |
| | 事務局長 | | 太田垣 | 順 |

4 挨拶

(伊藤会長) 忌憚のない意見交換により有意義な会としたいのでよろしく願いします。

(宮脇参事監) 今日の議題にもあるように設計から現場まで人手不足であり、担い手確保を今後どうしていくのか課題の多いところです。入札制度についてもご意見を聞き可能な限り対応を検討したいのでよろしく願いします。

5 意見交換会

【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。

結論の出ないもの、最終決着しなかったものもあるが、要点のみ記載した。

(1) 営繕工事における時間外労働削減への対応について

働き方改革関連法の施行に伴い、5年先ではありますが罰則付時間外労働の上限規制が適用される予定です。

時間外労働の上限規制を遵守するためには、職場や工事現場等の環境改善に努めていかなければなりません。工事発注者側の配慮もお願いしたいと思います。

営繕工事における時間外労働削減への対応策として、建設現場における週休2日実施が可能な工程計画、適正な工期設定、工事発注時期の平準化、工事書類の簡素化等の取り組みが必要だと思っておりますがいかがでしょうか。

(協会) 工期設定が一番重要と考えている。建築との工期をずらすことは出来ないか。設備の工程が一番最後になり検査までの余裕もないことから現場管理担当は時間外労働を余儀なくされる。

(県) 建物としての法的な検査もあり、建物一体の完成が目的であるため、特に新築工事では工期を別々とするのは困難。

(協会) 実情では、工期ぎりぎりまで建築工程が取ってしまう。第三者監理の監理者に加え県の監督員からも指導・指示をしてもらわないと改善は望めない。

(県) 管工事業とは行っているが、電気も現場管理担当者との意見交換を行い、実情を把握しながら改善策の検討を話し合いたいでしょうか。

(協会) 了解

(2) 設計業務発注について

数年前、施設改修関係に関して建築設計事務所一括発注から設備設計事務所との分離発注は出来ないかという要望を致しましたが、今後の発注に関する方針等説明をお願いします。

(協会) 全ての設計ではないが、現場調査を十分できていないため、現場との齟齬が多く、現場対応に苦慮。前回、営繕課でも設計するような発言もあったが、その後どうかと言う趣旨で議題としたもの。

(県) 鳥取県は、中国ブロックで突出して分離発注しているところ。

また、自前設計もかなり行っている。

(3) 法定福利費について

現在労務費外注に対して必ず “法定福利費 ¥〇〇〇, 〇〇〇ーを含む等” と指導を受けているところですが、工事発注時法定福利費はどの項目にどんな方法で含まれているか詳細についておたずねします。

(県) 直接工事費においては複合単価の「その他」に、現場管理費、一般管理費においても率計上。単価、工種が多いことから、営繕工事に於いて正確な積み上げ額を提示することは困難であるが、国では公共工事積算基準で積

算した設計に於いては概算額として工事費の5%が法定福利費としおり、同基準を使用する県も同じ考え。

また、県の営繕工事においても、9月より内訳書の工事価格に「うち法定福利費概算額」を示すように改めた。入札後の内訳書公開において、確認は可能である。

(協会) 了解

(4) 経審での建退共加入の扱いについて

県の経営事項審査において、建設業退職金共済制度に加入しているのにもかかわらず、証紙の購入実績がないと点数がつかないのは合点がいきません。その理由をご教示ください。

(協会) もともと一人親方を保護するための制度と認識。現状、下請側も自社の退職金制度や中退共加入等により建退共の証紙は辞退される場合が多く、購入が必要ない年度もある。加入はしているが、購入実績が無いとして経営事項審査で加点がもらえない。加入すれば加点を認めてほしい。

(県) 国による基準であり、全国共通なのでルールを変更することは出来ない。購入が無い、少ない等の場合聞き取りを実施しているので、その時に状況を言えば認める場合もある。なお、社会性等の評価項目のうちの一項目であり、購入の義務付ではない。

(協会) 評価してもらえよう、自社社員分を購入して対応している会社もある。

(県) そこまで行くとテクニック問題?となり、県からはなんとも言い難い。

(協会) 建退共は他の共済制度より退職金が多いので、県もそのあたりをPRすれば購入も進むのでは?

(県) 参考にさせてもらおう。

6 県からの議題

(1) 営繕工事における優良下請工事表彰制度の創設について

(県) 県土整備部では今年度より優良工事を受賞した工事の下請業者に対し、元請業者からの推薦があること等条件を満たす下請工事を審査の上、優良であれば表彰する制度を創設した。営繕工事に関しても来年度から実施することとして検討したいがいかがか。

(協会) あってもいいが、下請500万以上となる下請の数があるかどうか。

来年度は、対象となり得る下請があるかなど調査をしてから検討してはどうか。

(県) 了解。実施する場合も32年度以降とする。

(2) 自家用電気工作物、昇降機等の点検委託業務のまとめ発注について

(県) 施設の維持点検業務について、施設毎に発注している業務を営繕課で発注。現在の4業務(電気保安、昇降機、消防設備、清掃)を拡大する方向で検討中。

電気関係では、非常用発電機、交換機あたりが関係するが、ほぼメーカー系の業者へ委託されているものと認識。貴協会員には影響ないと考えますが、ご意見はあるか。

(協会) 非常用発電機は年に一回の点検くらいなので特に影響はない。

(3) 公立小中学校の空調工事の実施について

(県) 小中学校の空調整備について国の補正予算が来年度限りで計上となる。県教育委員会にも電気、管の県内業者への協力依頼を行うよう依頼が来ているので、この場を借りて協力をお願いします。

(協会) 市から相談があったところ。数量が多すぎ、設計が出来ないのではないかと危惧している。施工者の負担も大きく、働き方改革に逆行しているのではないか。

(県) 財源の乏しい中、補助で出来るだけ多く整備したいのが地元自治体の思いだと思う。仕事が県外へ流れないように、できる限りの協力をお願いします。

以上